



【取組の概要】

水害・土砂災害に対しては、災害の発生前に確実に避難することで、住民等の生命を守ることが可能となります。行政と住民は、水害・土砂災害の特徴と各々の役割分担について共通認識を持ち、双方で協働して、水害・土砂災害に対する警戒避難体制を構築していきます。

特に、避難行動要支援者等に対しては、避難所までの移動時間及び避難方法等を考慮し、早期に避難を完了させることが必要です。安全な状況下で避難行動を行うことができるよう、避難が夜間になると予想される場合には、日没前に避難を完了できるように避難準備・高齢者等避難開始を発令する等の措置を検討しておきます。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令した際に、災害等が生じない場合も想定されますが、住民に対して、人命優先による判断であることの説明を行い、次の災害時の避難行動への理解を深めることが重要です。
- ・土砂災害の被災者は、在宅の避難行動要支援者の被災が多いことから、防災関係部局と福祉関係部局の連携により、避難支援体制を構築しておくことが必要です。

◆参考資料

- ・土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省砂防部、平成 27 年 4 月改定）
- ・土砂災害警戒避難事例集（国土交通省河川局砂防部、平成 21 年 9 月）